

新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する 関係省庁対策会議（第50回）の議事概要

1 日時：平成25年6月26日（水）13:00～13:30

2 場所：中央合同庁舎4号館4階第4特別会議室

3 出席者（※代理出席含む）

【議長】内閣危機管理監

【副議長】内閣官房副長官補（内政担当）

【構成員】内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長）、内閣審議官（内閣広報室）、内閣審議官（内閣情報調査室）、内閣審議官（危機管理審議官）、内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）、内閣府食品安全委員会事務局長、警察庁生活安全局長、警察庁警備局長、金融庁総務企画局総括審議官、消費者庁次長、復興庁統括官、総務省大臣官房長、消防庁次長、法務省入国管理局長、外務省領事局長、財務省大臣官房総括審議官、文部科学省大臣官房総括審議官、文部科学省スポーツ・青少年局長、厚生労働省大臣官房技術総括審議官、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省大臣官房総括審議官、農林水産省消費・安全局長、経済産業省大臣官房技術総括審議官、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、国土交通省航空局長、海上保安庁次長、環境省自然環境局長、原子力規制庁次長、防衛省大臣官房衛生監

4 配布資料

資料1 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（案）

資料2 新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領（案）

資料3 中東呼吸器症候群（MERS）等の対応について

参考資料1 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（案）の概要

参考資料2 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン（案）」索引

参考資料3 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（案）付属資料

5 議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 新型インフルエンザ等対策ガイドライン（案）について
- (2) 新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領（案）について
- (3) その他

3. 閉会

6 議事概要

(1) 内閣危機管理監から冒頭挨拶

新型インフルエンザ特措法令の下に、行動計画が閣議決定・国会報告されたところ。新型インフルエンザ対策実施の細目を規定するガイドラインや初動対処要領の作成により、政府の対策実施の土台ができるわけである。一方、海外では、中国等の鳥インフルエンザ A(H7N9)、東南アジアを中心に断続的に感染・死亡例の報告のある鳥インフルエンザ H5N1、また、MERS コロナウイルスの感染・死亡例も中東を中心に報告されている。

基本的なことであるが、クライシスといっても、それぞれの特性あるいは特徴がある。この新型インフルエンザ等については、いわばエマージェントなクライシスであり、事態の進行に応じて、様々な新しい課題が生じてくる可能性がある。そのため、今回政府の対策実施の土台は整ったが、更にはそれを踏まえた日々の発生動向の情報収集・分析等を行う中で、一定の準備・訓練を実施し、いざというときは基本を基本としながらも、状況に応じた柔軟な対応も実施していかなければならない。

新型インフルエンザ等対策は、国家の危機管理として重要であり、いざ発生したときには、厚生労働省を始め各省庁との連携の下、政府を挙げて対応できるよう、準備をお願いしたい。

(冒頭カメラ撮り)

(2) 議事 (1)

資料1、参考資料1の説明の後、関係省庁対策会議として、新型インフルエンザ等対策ガイドラインを決定した。

(3) 議事 (2)

資料2の説明の後、関係省庁対策会議として、新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領を決定した。

(4) その他

資料3に基づき、中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザA(H7N9)の人への感染事例について、厚生労働省健康局長から説明。

(5) 内閣官房副長官補から締めくくりの発言

ガイドライン及び初動対処要領の決定を行うことができ、政府としての新型インフルエンザ等の基本的な土台作りができたところ。今後、政府行動計画を踏まえ、地方公共団体や指定公共機関等の計画策定が進められることになるが、関係省庁から、適宜、支援等をお願いしたい。

さらに、地方公共団体や事業者を含めた対策の充実、訓練等の実施を通じ、新型インフルエンザ等が発生した際に、迅速・的確に対処できるよう対策の実効性を高めていく必要があり、引き続き、対応を宜しくお願いしたい。

(以上)